

令和2年9月1日

各 位

厚生労働省職業安定局  
雇用開発企画課長  
雇用保険課長

7

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例及び  
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を  
利用する際の申請期限に関する周知要請について

職業安定行政の運営について、平素から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。雇用調整助成金については、令和2年3月27日付「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金に係る周知啓発等への御協力について（依頼）」により、周知の御協力をお願いしたところです。雇用調整助成金では特例措置の1つとして、令和2年1月24日から5月31日までに判定基礎期間の初日がある休業等については令和2年8月31日までを申請期限としているところですが、今般、これまでの申請状況等を踏まえ、令和2年1月24日から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等について、申請期限を令和2年9月30日まで延長することとしました。

つきましては、上記判定基礎期間において休業等を行った事業主の皆様に対して、申請期限延長に関する周知徹底を図るため、別添1のとおりリーフレットを作成し、厚生労働省ホームページに掲載することといたしましたので、貴団体におかれましても、傘下の事業主に対して、下記のとおり周知の御協力をお願い申し上げます。なお、周知いただく際の文例についても、別添2のとおり作成いたしましたので、ご参考いただければ幸いです。

また、今般、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けとることができなかつた方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給していますが、令和2年4月1日から6月30日までの休業についての休業支援金・給付金の申請期限も令和2年9月30日となっております。休業支援金・給付金につきましても、同様に、別添2をご参考に、周知の御協力をお願い申し上げます。

## 記

- 1 令和2年1月24日（※）から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等に係る雇用調整助成金の支給申請については、令和2年9月30日までに都道府県労働局またはハローワークに到達していなければなりませんので、必ず期限までに届くようご提出下さい。

（※）緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日

- 2 令和2年7月1日以降に判定基礎期間の初日がある休業等に係る雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請については、支給対象期間の末日の翌日から2か月以内に都道府県労働局またはハローワークに到達していなければなりません。
- 3 令和2年4月1日から6月30日までの休業に係る休業支援金・給付金の支給申請については、令和2年9月30日の申請期限までに申請受付先（※）に到達していなければなりません。また、令和2年7月1日以降における休業に係る休業支援金・給付金の申請期限は以下の表のとおりとなります。

休業支援金・給付金については、労働者本人が申請をする制度ですが、申請に際しては、事業主が記載する欄があります。事業主におかれましても、適切なご対応をお願いします。

（※）〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当

休業した期間	受付開始日	締切日（郵送の場合は必着）
令和2年4～6月	令和2年7月10日（金）	令和2年9月30日（水）
令和2年7月	令和2年8月1日（土）	令和2年10月31日（土）
令和2年8月	令和2年9月1日（火）	令和2年11月30日（月）
令和2年9月	令和2年10月1日（木）	令和2年12月31日（木）

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主に対する雇用調整助成金等の申請期限を延長しました

### 特例措置の内容

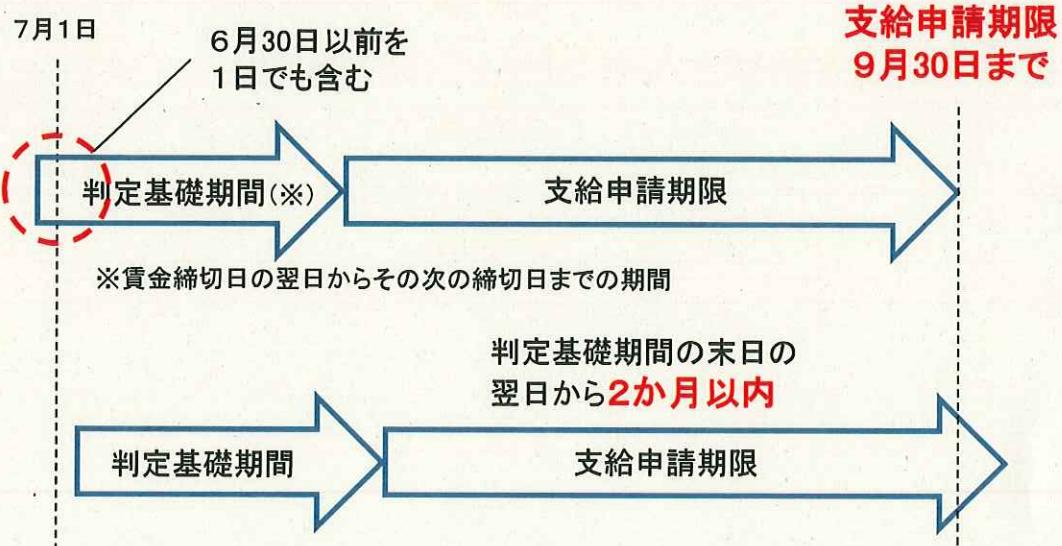
雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請について、通常は、判定基礎期間の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請を行う必要がありますが、令和2年1月24日(※)から6月30日までに判定基礎期間の初日がある休業等については、令和2年9月30日まで申請ができるようになりました。

(※)緊急雇用安定助成金については、令和2年4月1日

### 手続きの流れ

判定基礎期間の初日が

・6月30日以前



判定基礎期間の初日が6月30日以前の休業等に関する雇用調整助成金等の支給申請は

**令和2年9月30日まで** (郵送の場合は必着)

6月30日までに休業等を行い、雇用調整助成金等の活用を検討している事業主の方は、お早めに最寄りのハローワークまたは都道府県労働局へご相談ください。

### その他の特例措置の内容

その他の特例措置の情報や具体的な手続きの流れについては、厚生労働省・都道府県労働局のホームページでご案内しております。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou\\_roudou/kouyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/kyufukin/pageL07.html)

ご不明な点は下記のコールセンターまでお問合せください。

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター  
0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・労働局・ハローワーク

LL020825企02

